

前回委員会等における指導・助言事項と その対応方針について

令和5年10月

沖縄防衛局

1 令和4年度 事後調査報告書等について

| 区分 | 指摘 / 指導・助言事項 | 事業者の対応方針 |
|---------------|--|---------------------------------------|
| ① 事後調査報告書について | 【第44回環境監視等委員会】 事後調査報告書のジュゴンに関する記述（P7-116）について、適切な文章表現を検討すること。 | ご指摘を踏まえ、修文案を委員に確認いただいた上で9月29日に沖縄県へ提出。 |

2 小型サンゴ類の生息状況等について

| 区分 | 指摘 / 指導・助言事項 | 事業者の対応方針 |
|-----------|---|---|
| ② 移植先について | 【第44回環境監視等委員会】 今後、サンゴ類の移植にあたっては、ホンダワラ類が繁茂する場所を避けることにも留意すること。 | サンゴ類の移植に当たっては、その時点でのホンダワラ類分布域も確認した上で、可能な限り、ホンダワラ類の繁茂する箇所を避けて、固定作業を行う方針。 |

3 サンゴ類の実行可能な環境保全措置について

| 区分 | 指摘 / 指導・助言事項 | 事業者の対応方針 |
|-----------------|---|--|
| ③ 種苗生産技術の向上について | 【第44回環境監視等委員会】 種苗生産における着生率を上げるための技術向上に努めること。 | 来年度に実施する種苗生産に向けて、幼生飼育や着生作業の方法に関する検討を行い、技術の向上を図る方針。 |

4 工事の実施状況等について

| 区分 | 指摘 / 指導・助言事項 | 事業者の対応方針 |
|------------------|--|------------------|
| ④ ウミガメ類の産卵対応について | 【第44回環境監視等委員会】 ウミガメの産卵場所に設置した監視カメラ等について、7月末までに孵化が確認されておらず、台風による高波を受けたことから、撤去して良い。 | 8月25日に監視カメラ等を撤去。 |

5 海砂・山土等の利用について

| 区分 | 指摘 / 指導・助言事項 | 事業者の対応方針 |
|-------------------|--|--|
| ⑤ 海域の外来生物について | 【第44回環境監視等委員会】 海域の外来種対策について、既往知見を踏まえた検討の結果であることを明示すること。 | 第44回委員会 資料8 p.5及びp.17について、表現を修正した上で、結果を本資料の巻末に収録。 |
| ⑥ 海砂の採取元の環境影響について | 【第44回環境監視等委員会】 海砂の採取元への環境影響に留意すること。 | 海砂の採取業者については、砂利採取法に基づき採取計画の認可を受ける必要があるところ。認可の手続において、採取元の環境への配慮も考慮されているものと考えられるため、事業者としては、受注者が認可を受けた採取業者から海砂を調達することを確認する考え。 |

6 水中音の測定手法について

| 区分 | 指摘 / 指導・助言事項 | 事業者の対応方針 |
|----------------|---|------------------------------------|
| ⑦ 水中音の測定手法について | 【第44回環境監視等委員会】 水中音の測定手法について、合理的な方法に留意すること。 | 事前の現地踏査を行った上で、調査地点とともに、測定層を設定する方針。 |

項目①：海砂の外来種対策について

【外来種の考え方】

- 国内では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に規定する「特定外来生物」、環境省・農林水産省が作成した「生態系被害防止外来種リスト」が存在し、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種が選定されている。
- 沖縄県においても、県内の生態系への影響が大きいと考えられる外来種を取りまとめた「沖縄県対策外来種リスト」が作成されている。

【検討対象種の選定】

- 本事業での対象種は、以下のフローに基づき、選定。

①検討対象となる外来種の把握

→検討対象は上記の特定外来生物、生態系被害防止外来種リスト及び沖縄県対策外来種リストの記載種とした。



②抽出条件の設定

→①のリストから、以下の全ての条件に該当する種を選定。

- 対象種の移動能力 →海砂採取時に混入するおそれのある移動能力の低い種（貝類、甲殻類、その他無脊椎動物）を選定。
- 沖縄での生息状況 →沖縄島内でこれまでに確認実績のある種を選定。
- 海砂の採取に係る各海域 →海砂の採取に係る各海域の水深条件下（20～100m）で生息が可能な種を選定。
の環境条件
- 大浦湾での確認状況 →これまで大浦湾で確認されていない種を選定。

※海砂採取時に海水は船倉より海域へ出水するため、主に海水中に含まれる幼生及び卵は対象外とし、海砂と共に採取されるおそれのある成体を対象とした。



③検討対象種の選定 ⇒海砂の採取に係る各海域において、上記の抽出条件に該当する種は確認されず、検討対象種は選定されなかった。

【本事業での海砂に係る外来種対策について】

- 検討の結果、対象種の移動能力、沖縄での生息状況、海砂の採取に係る各海域の環境条件より、特定外来生物や上記各リストに記載された外来種が海砂採取時に付着又は混入するおそれはなく、海砂の利用に伴う外来種による大浦湾の生態系への影響はないと考えられたことから、本事業においては特段の対策は不要と判断された。

外来種対策等について

＜海砂及び浚渫土砂＞

【海砂の外来種対策について】

○検討の結果、対象種の移動能力、沖縄での生息状況、海砂の採取に係る各海域の環境条件より、特定外来生物や上記各リストに記載された外来種が海砂採取時に付着又は混入するおそれはなく、海砂の利用に伴う外来種による大浦湾の生態系への影響はないと考えられることから、本事業においては特段の対策は不要と判断。

【海砂の特定疾病等に関する対策について】

○沖縄島周辺で採取した海砂の投入により、新たに特定疾病等が発生するおそれはないと考えられることから、本事業においては特段の対策は不要と判断。

【「浚渫土砂の海洋投入及び有効利用に関する技術指針」に基づく調査について】

○海砂に含まれる有害化学物質や有害微生物の混入による影響を検討するため、「浚渫土砂の海洋投入及び有効利用に関する技術指針」に基づく調査を実施する方針。

【浚渫土砂について】

○本事業で用いる浚渫土砂は、事業実施区域外からの搬入はなく、新たに外来種や特定疾病等が持ち込まれる懸念はないことを踏まえ、特段の対策は不要と判断。

○なお、浚渫土砂についても、「浚渫土砂の海洋投入及び有効利用に関する技術指針」に基づく調査を実施し、土砂の性状等について把握する方針。

＜山土及び公共残土＞

【山土の外来種対策について】

○本事業で用いる山土は、新たに外来種が持ち込まれることによる生態系に対する影響は想定されない材料であることを踏まえ、特段の外来種対策は不要と判断。

【公共残土の外来種対策について】

○事業実施区域外からの搬入であって、外来種の生息状況に関する調査結果がない場合は、採取元において事前に生息状況調査を行い、新たに外来種が持ち込まれる懸念がないことを確認の上で、公共残土を使用する考え。